

孤独・孤立対策の推進について

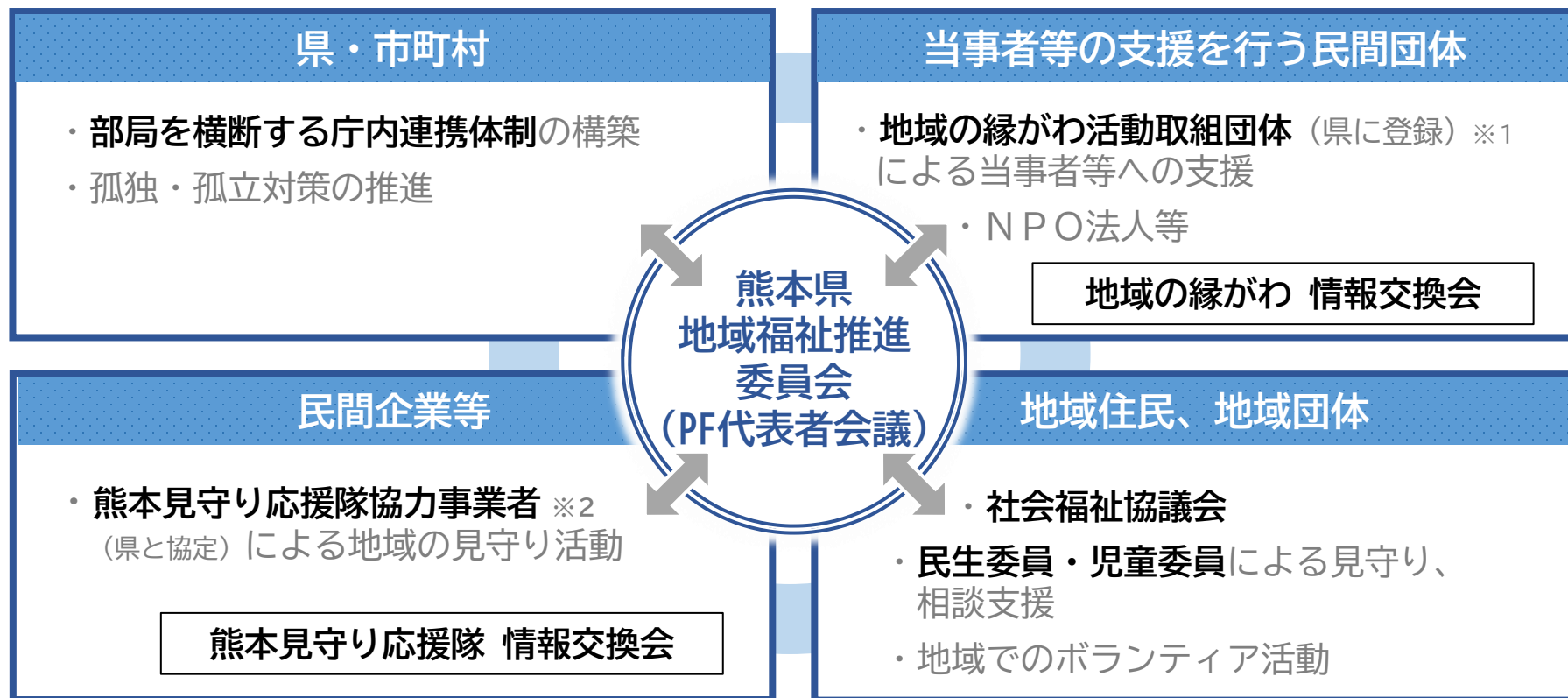
熊本県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（PF）

設置日 令和7年（2025年）7月22日

参画団体等 地方公共団体、支援団体、地域住民その他の関係者（保健・医療・福祉等の専門機関、社協、民生委員等）

目的 関係者相互の連携・協働を促進

主な取組み 孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、関係者間の情報共有、啓発、人材確保・育成研修等



※1 「地域の縁がわ」とは、地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の居場所。令和8年6月末現在で609か所が登録。

※2 「熊本見守り応援隊」とは、地域の事業者などの協力を得て、地域の中で支援が必要と思われる世帯や子どもの安全などを見守る取組み。24事業者（令和8年6月末現在）と関係団体（県社協、県民児協、熊本市民児協、県警及び県）で協定を締結。

1 国が作成した重点計画に掲げられた4つの基本方針

- ・「市町村内で組織的に共有されている」のは19団体（42%）だった。
- ・「同方針に基づいた実態把握を行っている」のは26団体（58%）だった。
- ・実態把握を行っていない理由は、「マンパワー不足」が50%と最も多かった。
その他、「行政支援を受けていない方の状況を把握することが困難」「やり方がわからない」「必要性を感じない」等の意見があった。
- ・実態把握の指標は様々だが、民生委員からの報告に基づくものが15件と最も多かった。

2 孤独・孤立対策地域協議会

- ・孤独・孤立対策地域協議会について、山鹿市、美里町は設置済み。熊本市は令和8年度中に設置予定。
- ・協議会を設置する際、他の会議体に機能を追加するなど、既存の会議体を活用した（活用予定）のは8団体で、新たな会議体を立ち上げたのは熊本市のみ。

3 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて、熊本市、山鹿市、南関町、大津町、御船町は設置済み。
- ・プラットフォームを設置する際、他の会議体に機能を追加するなど、既存の会議体を活用した（活用予定）のは8団体で、新たな会議体を立ち上げる（予定）のは菊陽町のみ。

4 施策の実施状況（複数回答可）

- ・「相談支援（相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備）」が42団体と最も多く、次いで「ゆるやかな居場所・つながりづくり」が11団体、「住民の理解促進（ウェブサイトやSNSを通じた発信、キャンペーンやイベントの実施等）」が7団体、「人材の確保（専門職や当事者の周りの方に対する理解・知識習得促進、つながりサポーターの育成等）」が3団体、「その他」が4団体だった。

5 孤独・孤立対策にあたっての課題（自由記載）

（1）孤独・孤立の実態把握の困難性 ⇒ 孤独・孤立は“見えにくい”

- ・ 行政支援を受けていない方の状況を把握することが困難
- ・ 自ら外部との関わりを持とうとしない方を把握することが困難

（2）マンパワー不足 ⇒ 個別対応が多く現場の負担が大きい

- ・ 新たな会議体を作ることが困難
- ・ 実態把握を行うための追加負担

（3）ノウハウ不足 ⇒ 専門性の蓄積が難しい

主な取り組み

孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、関係者間の情報共有、啓発、人材確保・育成研修等

今後の熊本県孤独・孤立対策官民連携PFの取組み方針（案）

1 孤独・孤立の実態把握

- (1) 「**県民アンケート**」により、孤独・孤立を感じる人の割合を集計・分析
- (2) 「**地域福祉推進に係る市町村の取組状況調査**」（毎年度末実施）において、市町村の実態把握の状況を把握

2 関係者間の情報共有

- (1) 1（1）と（2）の調査結果を市町村へ共有（再掲）
- (2) 当PF代表者会議の資料・議事録（意見）をホームページで公表し、市町村へ共有
- (3) 各市町村の孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム間の情報共有 等

3 啓発

- (1) 県HPによる周知広報等を充実・強化
- (2) 毎年5月の孤独孤立対策月間に、孤独・孤立対策に関する普及・啓発等を関係団体で実施

4 人材確保・育成研修

- (1) 包括的な支援体制の制度理解・実践を目指す市町村等を対象とした研修会で、孤独孤立対策に資する包括的支援体制の整備に向けた研修を実施

「孤独・孤立の実態把握」の推進に向けて（意見交換）

1 孤立の状況が心配される対象世帯の例示について

内閣府によると、孤独・孤立に至る背景や当事者が置かれる状況は多様であり、その感じ方・捉え方も人によって異なるため、統一的な定義は設けられていない。

一方で、孤独・孤立の実態把握が困難であると回答している市町村が多いことから、孤立の状況が心配される対象世帯を例示したい。

（例）高齢（65歳以上）単身世帯、若年層の単身世帯、障がい者の単身世帯、生活困窮者の単身世帯、ひきこもりのいる世帯、中高年の求職者がいる世帯 等

2 孤立の状況を把握する手段について

孤立の状況を把握するにはどのような手段があるかご意見を伺いたい。

令和7年度孤立の状況が心配される対象世帯数調査による、孤立の状態で心配される世帯数の把握方法

世帯種別	把握方法
各世帯共通	・ 民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、役場職員による戸別訪問 ・ 役場職員による各関係機関等へのアンケート調査 ・ 区長や近隣住民からの情報提供 等
若年層の単身世帯	・ 役場職員による生活困窮の相談歴の確認 ・ 役場職員が住民基本台帳より対象世帯を抽出し、課税状況から就労の状況を確認
障がい者のみの世帯	・ 役場職員が手帳所持者の中から障がいサービス利用の有無等を確認 ・ 役場職員が地域生活支援拠点等への利用登録状況により把握
複合的な課題のある世帯等	・ 役場職員が重層的支援体制整備事業で把握

今後の予定

● 10月頃

第2回 地域福祉推進委員会 開催予定

第2回 孤独・孤立対策官民連携PF会議 同時開催

第2回 意見交換事項

- ・ 第5期熊本県地域福祉支援計画における孤独・孤立対策に関する記載
R13年度までの目標（KPIを含む）
各種施策
- ・ 今後のPFの取組み方針等

● 2月頃

第3回 地域福祉推進委員会 開催予定

第3回 孤独・孤立対策官民連携PF会議 同時開催

第3回意見交換事項

- ・ 令和9年度孤独孤立対策月間に向けた取組について

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下に孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応するため、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→ 取組を強化し、引き続き重点的に推進。

- ・ 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
- ・ 「つながりサポーター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
- ・ 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組を推進。



②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

【現在直面している課題】

✓ **小中高生の自殺者数が過去最多**

- －令和6年は529人と過去最多。
- －女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生ともに増加している現状



【中長期的な課題】

✓ **将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み**

- ＝孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み
- －単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

✓ **孤立死者数の推計：約2万2千人**

- －孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- －「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたもの。



- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進 など

<参考2> 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(R6.6.11決定(R7.5.27一部改定))のポイント

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている(推進法第8条)。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念(推進法第2条)

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をさめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が必要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

孤独の把握方法、孤独の状況

- **孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用**

【1】直接質問：孤独感を直接的に問うもの

- **約4割が「孤独感がある」と回答。**

孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.5%、「時々ある」が13.7%、「たまにある」が19.5%
一方で、孤独感が「ほとんどない」と回答した人は41.6%、「決してない」が19.6%（図1）

- 令和6年と比較すると、「時々ある」の割合が縮小し、「決してない」の割合が拡大（図1）

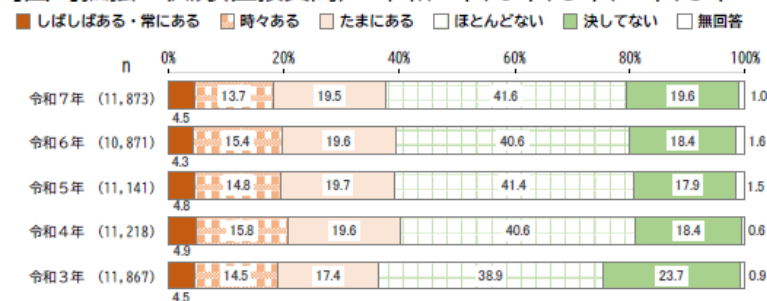
（注）比率の差の検定を行い、統計学的に有意差（信頼度95%）が認められる場合にのみ判定（以下同じ）

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 決してない | 4 時々ある |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある | |



【図1】孤独の状況（直接質問）－令和7年、6年、5年、4年、3年



【2】間接質問：カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のラッセルが、孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した「UCLA孤独感尺度」¹⁾の日本語版²⁾の3項目短縮版³⁾に基づき、以下の3つの設問への回答をスコア化⁴⁾して孤独感を評価するもの

- **合計スコアが「10～12点」の人が6.5%、「7～9点」の人が38.2%、一方で、「4～6点」の人が39.9%、「3点」の人が14.7%（図2）**

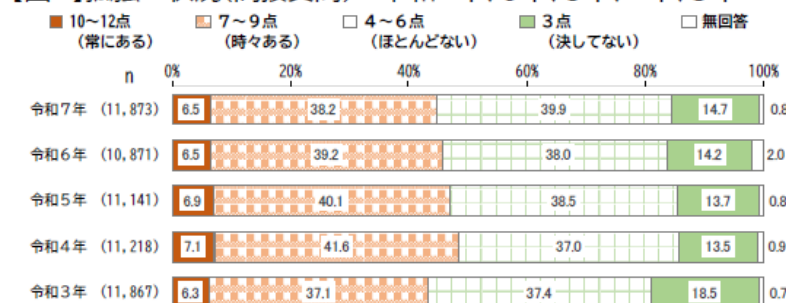
- 令和6年と比較すると、「4～6点」の割合が拡大（図2）

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |



【図2】孤独の状況（間接質問）－令和7年、6年、5年、4年、3年



1) Russell DW. UCLA loneliness scale (version 3): reliability, validity, and factor structure. J Pers Assess. 1996;66(1):20-40.

2) 舩田ゆづり,田高悦子,他:高齢者における日本語版UCLA孤独感尺度(第3版)の開発とその信頼性・妥当性の検討,日本地域看護学会誌.15(1):25-32,2012.

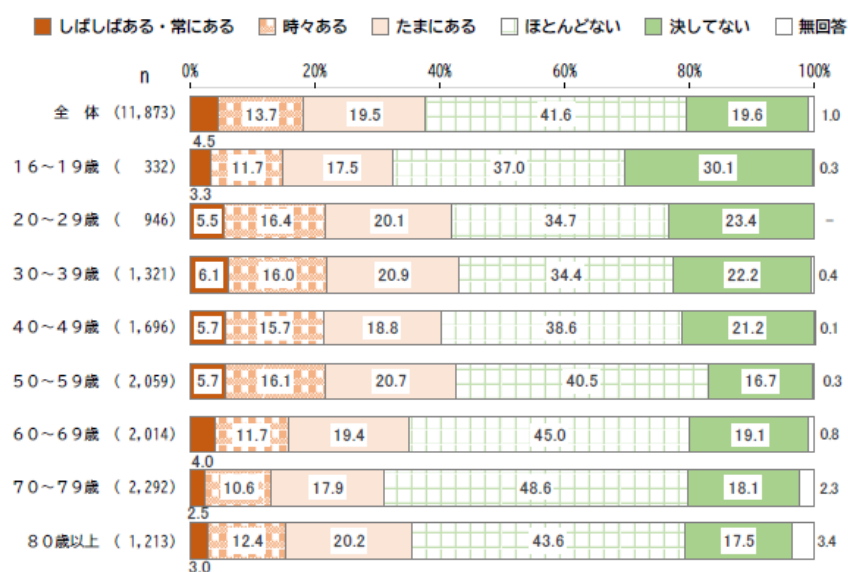
3) Arimoto A & Tadaka E:Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers. BMC Women's Health. 2019;19:105.

4) 「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化。合計スコア(3点～12点)が高いほど孤独感が高いと評価

孤独の状況（年齢階級別、男女別の孤独感、孤独感の継続期間）

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、30歳代から50歳代で高い（図3）
- 男女別にみると、男性が5.3%、女性が3.7%
男女・年齢階級別にみると、男性では50歳代、女性では30歳代で高い（図4）

【図3】年齢階級別孤独感



【図4】男女・年齢階級別孤独感

